

## 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について

## 1 改正理由

7年間、試行してきた「新しい教員評価」システムの成果と課題を踏まえ、平成24年度から教員評価を「資質向上プログラム（教職員の自己評価）」及び「勤務評定（評定者による評定）」により実施することとしている。

そこで、試行において課題となった評価の客観性、公平性、信頼性を高めるため、所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正点

県立学校の教諭等の勤務成績評定者として、新たに副校長又は教頭のいずれか一人を加え、第一次評定者を「副校長又は教頭」、第二次評定者を「校長」とした（太枠部分）。

その他の教職員は、従来どおり。

| 被 評 定 者  | 第1次評定者                                | 第2次評定者 | 調整者 |
|--|---------------------------------------|--------|-----|
| 校長   | 教育長                                   |        |     |
| 副校長，教頭，事務課長，事務室長及び事務長  | 校 長                                   |        | 教育長 |
| 主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，講師，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，主任寄宿舎指導員，寄宿舎指導員，実習主任及び実習助手   | 副校長又は教頭（二人以上置かれているときは，校長の指定する副校長又は教頭） | 校 長    | 教育長 |
| 主事（事務課長・事務室長・事務長を除く事務に従事する事務職員を含む。），司書（学校図書館司書事務に従事する事務職員を含む。），主事（学校栄養の業務に従事する技術職員を含む。），技師（介助），技師（実習），技師（業務），技師（調理），主事（自転車業務に従事する技術職員を含む。） | 事務課長，事務室長又は事務長                        | 校 長    | 教育長 |

## 3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

条例等立案表

|   |   |
|---|---|
| <p>題名<br/>徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>  | <p>課(室)名<br/>教職員課</p>   |
| <p>担当者名<br/>中川 隆彦</p>   | <p>電話番号<br/>内線 三一五〇</p>   |
| <p>制定理由<br/>教職員の「勤務成績の評定」の客観性、公平性、信頼性を高めるため、評定制度が見直されたことに伴い、評定者について所要の改正を行う必要がある。</p> | <p>あらまし<br/>一 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手の評定者として、新たに副校長又は教頭を加え、第一次評定者を副校長又は教頭、第二次評定者を校長とした。<br/>二 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p> |
| <p>予算上の措置</p>   | <p>備考</p>   |
| <p>関係法令等</p>  |   |

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 西 池 氏 裕

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第一項の表を次のように改める。

| 区分 | 被評定者                  | 評 定 者                                 |        | 調整者 |
|----|-----------------------|---------------------------------------|--------|-----|
|    |                       | 第一次評定者                                | 第二次評定者 |     |
| イ  | 校長                    | 教育長                                   |        |     |
| ロ  | 副校長、教頭、事務課長、事務室長及び事務長 | 校長                                    |        | 教育長 |
| ハ  | 校長、副校長及び教頭以外の教育職員     | 副校長又は教頭（二人以上置かれているときは、校長の指定する副校長又は教頭） | 校長     | 教育長 |
| ニ  | イ、ロ及びハに該当する職員以外の職員    | 事務課長、事務室長又は事務長                        | 校長     | 教育長 |

備考 この表において「教育職員」とは、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号）第二条第一項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手をいう。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(新)

第十八条の五 評定者及び評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

| 区分 | 被評定者                  | 評定者                                   |        | 調整者 |
|----|-----------------------|---------------------------------------|--------|-----|
|    |                       | 第一次評定者                                | 第二次評定者 |     |
| イ  | 校長                    | 教育長                                   |        |     |
| ロ  | 副校長、教頭、事務課長、事務室長及び事務長 | 校長                                    |        | 教育長 |
| ハ  | 校長、副校長及び教頭以外の教育職員     | 副校長又は教頭(二人以上置かれていたときは、校長の指定する副校長又は教頭) | 校長     | 教育長 |
| ニ  | イ、ロ及びハに該当する職員以外の職員    | 事務課長、事務室長又は事務長                        | 校長     | 教育長 |

備考 この表において「教育職員」とは、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第十八号)第二条第一項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手をいう。

- 2 評定者及び調整者は、教育長の別に定める勤務評定書によつて評定又は調整を行うものとする。
- 3 校長は、勤務評定を実施した日から十日以内に教育長の定めるところにより委員会に報告しなければならない。

(旧)

第十八条の五 評定者及び評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

| 区分 | 被評定者                       | 評定者            |        | 調整者 |
|----|----------------------------|----------------|--------|-----|
|    |                            | 第一次評定者         | 第二次評定者 |     |
| イ  | 校長                         | 教育長            |        |     |
| ロ  | 校長以外の教育職員並びに事務課長、事務室長及び事務長 | 校長             |        | 教育長 |
| ハ  | イ及びロに該当する職員以外の職員           | 事務課長、事務室長又は事務長 | 校長     | 教育長 |

備考 この表において「教育職員」とは、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第十八号)第二条第一項に規定する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手をいう。

- 2 評定者及び調整者は、教育長の別に定める勤務評定書によつて評定又は調整を行うものとする。
- 3 校長は、勤務評定を実施した日から十日以内に教育長の定めるところにより委員会に報告しなければならない。